

橋本市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、橋本市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 橋本市の消防団活動に協力している事業所等として市長の認定を受けたものをいう。
- (3) 表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力している証として交付する消防団協力事業所表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長その他自治会長等で消防団活動を支援するものをいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所の認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、橋本市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、協力事業所に該当する事業所等があると認めるときは、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、橋本市消防団協力事業所表示推薦書(様式第2号)により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 協力事業所の認定を受けることができる事業所等は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。

- (1) 従業員が橋本市の消防団員として、2名以上入団している。
- (2) 従業員の橋本市での消防団活動について積極的に配慮している。
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があったとき
- (2) 市長が、消防団活動に協力している事業所等であると特に認めたとき

2 市長は、前項の規定により審査を行ったときは、協力事業所としての認定及び表示証の交付の可否を決定し、橋本市消防団協力事業所表示証交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により当該事業所等及び推薦をした者に通知するものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第4号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、当該市町村の名称を表示証に併記することができる。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、交付を受けた表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第4号のほか、様式第4号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 市長は、橋本市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、表示証を交付したときは、協力事業所の名称、住所、表示証の有効期間その他必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第9条 表示証の有効期間は、原則として、認定の日から2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示証の有効期限は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 第1項の有効期限の満了後、引き続き協力事業所の認定を受けようとする事業所等は、有効期間の満了の日までに市長に申し出、認定の更新を受けることができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、協力事業所の状況を確認し、当該協力事業所の同意を得たうえで、認定を更新することができる。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により当該認定を取り消す場合は、市長は、相手方に対し、橋本市消防団協力事業所認定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、橋本市消防団への協力内容及びその他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。